

日 薬 業 発 第 378 号  
令 和 6 年 1 月 22 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 劑 師 会  
副 会 長 田 尻 泰 典

令和 6 年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて  
(医療機関及び薬局への周知依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。  
本連絡は、今般の令和 6 年能登半島地震による被災各県における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて示されたものです。  
該当県薬剤師会に対しては行政より既にご案内済みかと存じますが、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年1月19日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和6年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて  
(医療機関及び薬局への周知依頼)

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）  
局麻薬取締部（支所）宛てに連絡したので、お知らせします。

事務連絡  
令和6年1月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中  
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和6年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて  
(医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震による被災地の医療用麻薬の移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの譲渡の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

- (1) 麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
- (2) 譲渡後、麻薬診療施設の開設者にあっては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあっては、同法第24条第12項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

以上